

○総務省令第六十四号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）の規定に基づき、並びに同法及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十九日

総務大臣 石田 真敏

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(不可欠な費用の額の算定方法)

第十一條の二 法第十八條の二第二項第一号の総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計して算定する方法とする。

- 一 郵便局（日本郵便株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所を含む。以下同じ。）  
あまねく全国において郵便局で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務（次号及び第十一條の四第一号において「郵政事業に係る基本的な役務」という。）が利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における次に掲げる費用の額の合計額
- イ 人件費
- ロ 賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用
- ハ 現金の輸送及び管理に要する費用
- ニ 固定資産税及び事業所税

二 簡易郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局をいう。以下この号及び第十一條の九第一項第一号において同じ。）  
簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額

(交付金の額等の認可申請)

第十一條の三 機構は、法第十八條の二第三項の規定により交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法の認可を受けようとするときは、当該交付金の額及び当該交付方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該交付金を交付する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

- 一 法第十八條の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額（前条第一号イからニまでに掲げるそれぞれの費用の額及び同条第二号に定める費用の額を含む。）
- 二 法第十八條の二第二項第二号に掲げる日本郵便株式会社に係る額
- 三 前二号に掲げる事項のほか、交付金の額の算定の根拠に関する説明

(拠出金の額の算定方法)

第十一條の四 法第十八條の三第二項の総務省令で定める方法は、同項に規定する合計額を、次の各号に掲げる費用に相当する額ごとに、当該各号に掲げる方法により按分する方法とする。

- 一 第十一條の二第一号イ及びロに掲げる費用（ロに掲げる費用にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。）  
郵政事業に係る基本的な役務の利用者の範囲及び利用状況を勘案して、郵便窓口業務（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務をいう。第三号及び第十一條の九第一号において同じ。）、銀行窓口業務（同法第二条第二項に規定する銀行窓口業務をいう。第三号において同じ。）、又は保険窓口業務（同法第三条に規定する保険窓口業務をいう。第三号において同じ。）において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分する方法
- 二 第十一條の二第一号ロ（前号に掲げる費用を除く。）、ハ及びニに掲げる費用並びに同条

[新設]

[新設]

[新設]

第二号に定める費用 日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分する方法

三 郵便局ネットワーク支援業務（法第十八条の三第一項に規定する郵便局ネットワーク支援業務をいう。次条第二号において同じ。）に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用 前二号に掲げる費用に相当する額を、それぞれ当該各号に掲げる方法により郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じて按分する方法

（拠出金の額等の認可の申請）

第十一条の五 機構は、法第十八条の三第三項の規定により拠出金の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法の認可を受けようとするときは、関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。）及び関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。）からそれぞれ徴収する当該拠出金の額及び当該徴収方法を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該拠出金を徴収する年度の前年度の十一月末日までに総務大臣に提出しなければならない。

一 法第十八条の二第二項第一号に掲げる不可欠な費用の額並びに前条第一号及び第二号に掲げる費用の内訳

二 郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用の額及びその内訳

三 前条各号に掲げる按分する方法に関する説明

四 前三号に掲げる事項のほか、拠出金の額の算定の根拠に関する説明

（端数計算）

第十一条の六 交付金又は拠出金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（滞納処分の証明書）

第十一条の七 法第十八条の五第三項の規定による滞納処分のため財産の差押えをするときは、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有することを示す別紙様式第一による証明書を提示しなければならない。

（延滞金の免除）

第十一条の八 法第十八条の五第五項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 督促状に指定した期限までに拠出金を完納したとき。

二 災害その他拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（提出及び公表）

第十一条の九 法第十八条の六の規定により日本郵便株式会社が提出する書類には、次に掲げる事項を記載するものとし、当該書類は、各年度の七月末日までに機構に提出しなければならない。

一 日本郵便株式会社法第十四条第一号から第三号までに掲げる業務の区分ごとの費用（同条第一号に掲げる業務にあつては、郵便局又は簡易郵便局で行う業務（同法第四条第一項第一号に掲げる業務にあつては、郵便窓口業務に限る。）に係る費用に限る。）の額及びそれらの合計額

二 法第十八条の二第四項の規定により通知された同条第二項第一号に掲げる額

三 法第十八条の二第一項の規定により交付された交付金の額

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2) 日本郵便株式会社は、前項に規定する書類を機構に提出したときは、速やかに、当該書類をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(貸借対照表及び損益計算書の様式)  
 第十六条 機構に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第一により作成しなければならない。

(立入検査の証明書)  
 第四十一条 法第三十一条第二項及び機構に係る通則法第六十四条第二項の立入検査をする職員  
 の身分を示す証明書は、別紙様式第三によるものとする。

別紙様式第一(第十一条の七関係)

(表)

9センチメートル

写真

独立行政法人郵便貯金簡易生命  
 保険管理・郵便局ネットワーク  
 支援機構徴収金滞納者財産差押証

第	号
職名	
氏名	

年 月 日 生  
 年 月 日 行  
 年 月 日 限り有効

独立行政法人郵便貯金簡易生命  
 保険管理・郵便局ネットワーク  
 支援機構理事長 印

9センチメートル

(裏)

この証明書を所持する職員は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の規定による拠出金及び延滞金を滞納している者の財産差押の権限を有する。

(貸借対照表及び損益計算書の様式)  
 第十六条 機構に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第一により作成しなければならない。

(立入検査の証明書)  
 第四十一条 法第三十一条第二項及び機構に係る通則法第六十四条第二項の立入検査をする職員  
 の身分を示す証明書は、別紙様式第二によるものとする。

【新設】

別紙様式第二 〔略〕

別紙様式第三 (第四十一条関係)

〔(表) 略〕

(裏)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法抜粋

〔第31条 略〕

第38条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第18条の4第3項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第31条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第38条の2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

〔第64条 略〕

〔第70条 略〕

独立行政法人通則法抜粋

別紙様式第一 〔同左〕

別紙様式第二 (第四十一条関係)

〔(表) 同左〕

(裏)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法抜粋

〔第31条 同左〕

第38条 第31条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

〔新設〕

〔新設〕

〔第64条 同左〕

〔第70条 同左〕

独立行政法人通則法抜粋

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行後最初の交付金の額及び交付方法の認可の申請についてのこの省令による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（以下「新省令」という。）第十一条の三の規定の適用については、同条中「当該交付金を交付する年度の前年度の十一月末日までに」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第 号）の施行後遅滞なく」とする。

2 この省令の施行後最初の拠出金の額の算定についての新省令第十一条の四の規定の適用については、同条第三号中「次条第二号」とあるのは「以下この号及び次条第二号」と、「その他の費用」とあるのは「その他の費用（前年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用を含む。）」とする。

3 この省令の施行後最初の拠出金の額及び徴収方法の認可の申請についての新省令第十一条の五

の規定の適用については、同条中「当該拠出金を徴収する年度の前年度の十一月末日までに」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令の施行後遅滞なく」と、同条第二号中「郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用」とあるのは「郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用（前年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用を含む。）とする。」

4 新省令第十一条の七の規定及び別紙様式第一は平成三十一年四月一日の属する年度（改正法附則第二条に規定する年度をいう。以下同じ。）から、新省令第十一条の九の規定は当該年度の翌年度から適用する。